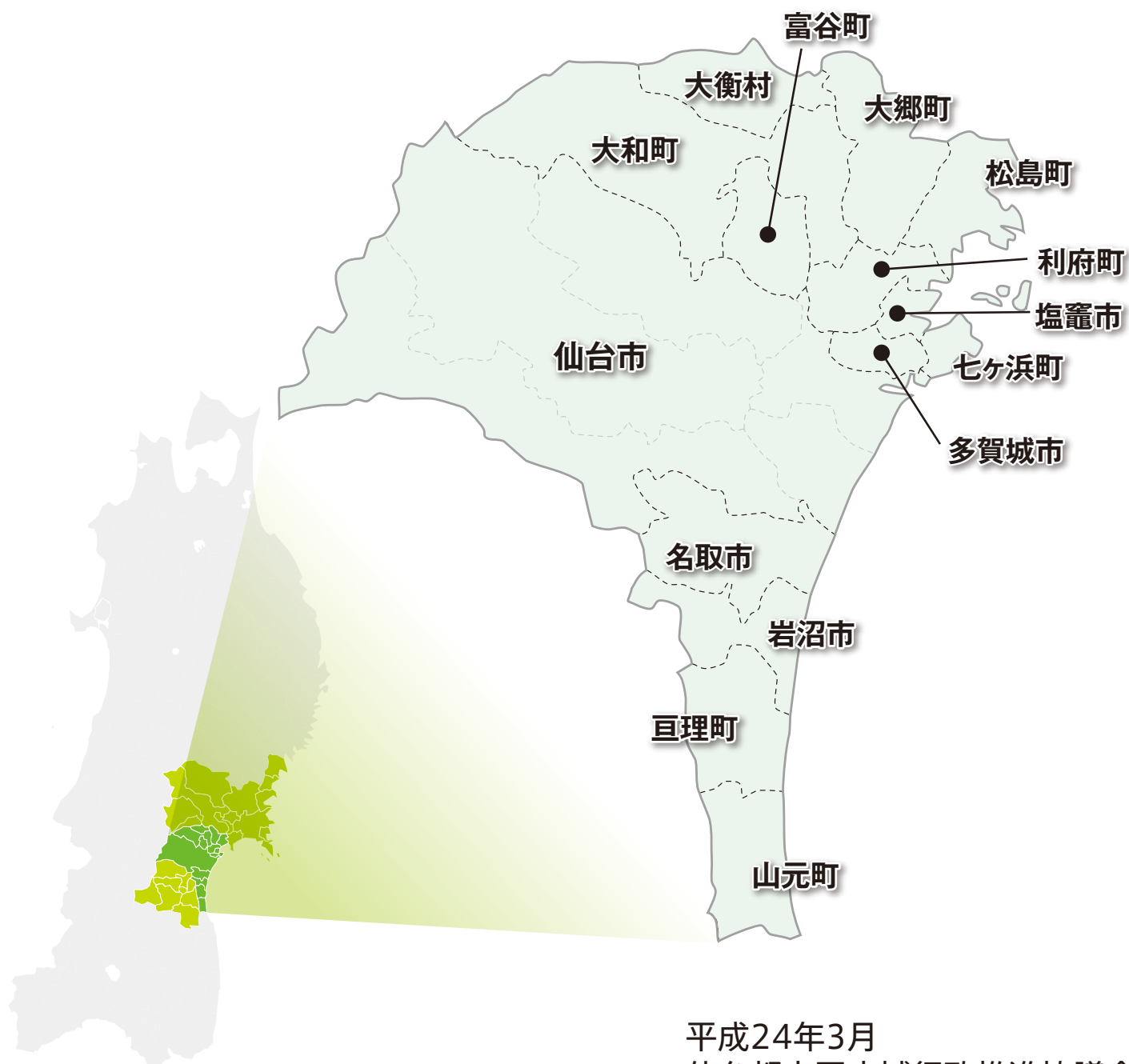


# 第五次 仙台都市圏広域 行政計画



平成24年3月  
仙台都市圏広域行政推進協議会

# 第五次仙台都市圏広域行政計画

第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画の策定目的	2
2. 計画の構成等	2
3. 仙台都市圏を取り巻く時代環境と課題認識	3
第2章 基本構想	5
1. 仙台都市圏の将来像	5
2. 施策の大綱	5
3. 地域ごとの発展ビジョン	6
第3章 基本計画	8
1. 施策大綱に沿った取り組み	8
I. 東日本大震災からの早期の復興	8
II. 潤いと魅力、活力に満ちた地域づくり	13
2. 基本計画の推進に向けて	19
第五次仙台都市圏広域行政計画策定の主な経過	20
仙台都市圏広域行政推進協議会規約	21

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画の策定目的

### (1) 概要

仙台都市圏広域行政推進協議会(以下「協議会」という。)では、昭和52年10月の発足以来、圏域の将来像及びこれを達成するために必要な施策等を示す広域行政計画を策定してきました。前計画である第四次仙台都市圏広域行政計画は、平成13年度を初年度として向こう10年間を期間とする計画として平成13年3月に策定されています。

平成23年3月に発生した東日本大震災や仙台都市圏を取り巻く様々な環境変化を踏まえ、今般、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする第五次仙台都市圏広域行政計画を策定するものです。

### (2) 策定趣旨

協議会を構成する14市町村の行政圏域を計画の対象地域とし、仙台都市圏として今後めざすべき将来像を共有するとともに、その実現に向け、今後10年間において構成市町村が連携して取り組むべき事項を中心に、施策の方向性を明らかにするものです。

仙台都市圏全体の将来像を掲げるとともに、都市圏を次の4つのブロックに分け、それぞれの地域特性を踏まえた地域発展ビジョンも提示します。

中央ゾーン：仙台市

東部ゾーン：塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町

南部ゾーン：名取市、岩沼市、亘理町、山元町

北部ゾーン：大和町、大郷町、富谷町、大衡村

本計画は、地方自治法第252条の2第1項に規定する「広域にわたる総合的な計画」として策定します。

## 2. 計画の構成等

### (1) 構成

#### ①基本構想

仙台都市圏のめざすべき将来像及びその実現に向けた施策の大綱を示します。

#### ②基本計画

基本構想で示した施策の大綱に基づき、計画期間内に取り組むべき施策を体系化します。

#### ③実施計画

基本計画に基づく事項を具体的に実現するための計画です。

### (2) 計画期間

平成24年度から平成33年度の10年間とします。

※実施計画については3年ごとにローリングを行っていきます。

### 3. 仙台都市圏を取り巻く時代環境と課題認識

#### (1) 東日本大震災からの早期の復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超えた広域的かつ甚大な被害をもたらしました。宮城県内だけでも1万人を超える死者・行方不明者を出すなど、多くの尊い命を失いました。東京電力福島第一原子力発電所の事故も、住民に大きな不安を与え、今後様々な影響を及ぼすことが考えられます。

また、沿岸部を中心に、多くの住宅が被害を受けたほか、道路や港湾などのインフラや、事業所や農林水産施設等の地域経済を支える生産基盤も大きなダメージを負ったことから、生活の基盤である住まいや雇用の確保など、被災された方々の生活再建とともに、その下支えともなる地域経済の再生をいかに図るか、ということが喫緊の課題となっています。

仙台都市圏を含む宮城県内の自治体は、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備え、防災対策や建物の耐震化などを進めてきましたが、想定を超える大津波への対応など、今後の防災対策に大きな課題を残しました。

また、震災後しばらくの間続いた極度のエネルギー不足により、被災者支援や都市機能の復旧に支障が生じる結果となったことから、特定のエネルギーに過度に依存することの危険性や非常時におけるエネルギー供給手段の構築など、環境にも配慮した多様なエネルギー供給システムの必要性も痛感させられました。

これらの教訓を踏まえ、より安全・安心な地域づくりに取り組むとともに、単なる復旧にとどまらない「創造的復興」を成し遂げることが重要であり、東北の中核である仙台都市圏が、東北・宮城の復興の先導的役割を果たすことが求められています。

#### (2) 社会経済情勢の変化、地域づくりの課題

##### ①人口減少時代の到来、少子高齢化の進展

わが国は既に人口減少時代を迎えています。平成17年国勢調査と平成22年国勢調査の結果を比較すると、仙台都市圏においては、人口は微増しているものの、少子高齢化は着実に進行しています。今後、震災がどのように影響をもたらすのか不透明な面もありますが、総体としては人口減少の局面を迎えることが見込まれ、一層少子高齢化が進展していく中で、これまでの拡張を前提としたまちづくりからの転換が必須となっています。

こうした時代背景の中で、都市圏として活力を維持するためには、交流人口の増加を図るとともに、定住人口の低下を招かないよう、魅力のあるまちづくりが必要となります。そのためには、都市基盤の整備を進める一方で、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らすことができる環境づくりや、子どもたちを安心して産み育てることができる環境の整備など、住みやすい地域づくりという視点での取り組みがますます重要になってきています。

##### ②グローバル化の進展、地域間競争の激化

人、モノ、カネ、情報が瞬時に、かつ大量に行き交うグローバル化の流れの中で、東北、宮城、そして仙台都市圏も地域間競争の中に置かれています。

国内外の他地域との交流の中で、地域の新たな活力、成長資源の獲得を図っていく必要があり、震災により東北全体の交流人口が激減している中で、仙台都市圏は東北の成長エンジン、ゲートウェイとしての機能を積極的に果たしていく役割を担わなければなりません。

そのために都市機能の高度化、社会基盤整備などを進め、企業が進出しやすい環境づくりに取り組むとともに、自然、歴史、文化、学術、産業集積などの仙台都市圏の持つ多様な資源を最大限に生かして他地域との差別化を図り、より魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

### ③地域経済の低迷、産業構造の変化

いわゆる「バブル崩壊」以降の長期の景気低迷、さらには平成20年秋のリーマンショックなどにより、日本経済の低迷が続いています。特に仙台都市圏においては、平成23年3月に発生した東日本大震災により、一時的な復興特需により盛り返している産業はあるものの、被災した地域企業の多くは厳しい経営環境に置かれており、農業・水産業も大きなダメージを負っていることから、今後、地域経済、雇用情勢は厳しさを増していくことが予想されます。

こうした厳しい状況にはありますが、仙台都市圏には、大学等の知的資源の集積をはじめとする高次の都市機能、仙台塩釜港・仙台空港などの交通インフラ、松島に代表される美しい自然や歴史に裏打ちされた観光資源などの優れたポテンシャルが存在します。

近年においては、仙台北部中核工業団地などを中心に、自動車、半導体などのリーディング産業の集積や、流通基盤の整備が進んでいます。また、震災により壊滅的被害を受けた農業・水産業についても、復興の中での高付加価値化に向けた取り組みなど、より生産性の高い産業へ再生する機運が芽生えつつあります。

こうした動きも踏まえ、仙台都市圏のポテンシャルを最大限に生かしながら、地域産業の高度化や交流人口の拡大を図っていく必要があります。

### ④環境問題への対応

地球温暖化対策が地球規模での課題となっている中で、環境負荷の少ない、持続可能な地域づくりを進めていくことが、必須の要素となっています。

震災の教訓も踏まえながら、被災地である仙台都市圏が、再生可能エネルギーの積極的な活用や、省エネルギー・資源循環型の地域づくりを先導し、その成果を国内外へ発信していく必要があります。

### ⑤地方分権の推進

地方分権のさらなる進展、地方自治の新たな枠組みが模索されている中で、基礎自治体たる市町村の役割・責任は増大しています。

こうした国と地方との関係が大きく変わる中、広域的な政策課題に、より自律的に対応しうる枠組み、取り組みが求められています。

また、そこに暮らす住民の視点から、真に豊かな地域社会づくりを、住民主導で進めていく視点も不可欠です。

# 第2章 基本構想

## 1. 仙台都市圏の将来像

仙台都市圏は、東北全体の復興とさらなる発展を牽引する地域として、住民の生活の質の向上に努めるとともに、地域の様々な資源、魅力を結集し、国内外との幅広い交流の中で、常に新しい価値を創造していく必要があります。

とりわけ、東北の中核都市圏として、地域経済の再生と発展、広域的な都市基盤の整備・充実という視点を強く意識する必要があります。

上記の考え方のもと、仙台都市圏のめざすべき将来像を次のように掲げます。

### 仙台都市圏の将来像

東日本大震災を果敢に乗り越え、地域経済の再生をはじめ、東北・宮城の復興を力強く牽引していくとともに、地域にあるあらゆる資源を結集し、国内外との交流の中から新しい価値を創造していく、潤いと魅力、活力に満ちた都市圏

— 創造的復興の中から新たな魅力・活力を生み出し、世界へ発信する仙台都市圏 —

## 2. 施策の大綱

都市像の実現に向けた施策の大綱を以下のとおり示します。

### I 東日本大震災からの早期の復興

1. 今と未来の生活を支えるために —被災者の生活再建と自立に向けた支援—
2. 都市圏の大動脈を再生するために —都市基盤の早期復旧—
3. 地震と津波から命を守るために —災害に強い地域づくり—
4. 地域経済の活気を取り戻すために —地域産業の再生—
5. 新時代のまちを創るために —新エネルギーの活用—

### II 潤いと魅力、活力に満ちた地域づくり

1. 東北の発展を牽引する中核都市圏 —都市基盤の整備・充実—
2. 地域経済の成長エンジンとなる産業基盤の形成 —多様な地域産業の振興—
3. 自然と調和した環境時代を先導する地域づくり —持続可能な都市圏の形成—
4. 心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域づくり  
—安全・安心と共生のまちづくり—
5. 歴史・文化の魅力あふれる地域づくりと担い手づくり  
—地域文化の継承・創造と人材育成—

### 3. 地域ごとの発展ビジョン

仙台都市圏が広大かつ多様な特性を持った地域によって構成されていることから、日常的な生活地域としてまとまりの強い4つのゾーンごとに、仙台都市圏の将来像の実現に向けた「地域ビジョン」を示します。

#### (1) 中央ゾーン

##### ～高次都市機能が集積した、都市圏の魅力を国内外へ発信する中枢都市ゾーン～

中央ゾーンは、広域交通の結節点としての位置づけを有しているほか、商業・業務機能に加え、学術・文化、研究開発、国際交流など高次の広域的都市機能が集積した、地域経済の中心であり、都市圏の中核をなすゾーンといえます。

仙台都市圏には、東北・宮城の震災からの復興を力強く牽引していくとともに、東北地方全体の発展に貢献していく役割が期待されていますが、その中でも、中央ゾーンはこうした高次の都市機能をさらに高め、東北と国内外とをつなぐゲートウェイ、東北と仙台都市圏の魅力を世界へ発信していく役割が求められています。

今後、中央ゾーンにおいては、甚大な津波被害を受けた東部地域を中心に、早期の復興に向けた取り組みを進める一方で、地下鉄東西線の開通を見据え、都市圏の顔となる仙台駅周辺の再整備を進めていくとともに、学術研究、国際コンベンション、商業・業務、流通、レクリエーションといった多様な都市機能をつなぐ東西都市軸を新たな成長軸ととらえ、産業集積と交流人口拡大に向けた取り組みを強化していきます。

こうした取り組みにより、単なる復旧にとどまらない、新次元の防災・環境都市として創造的に復興していく姿を積極的に発信していくとともに、国内外から人・物・情報が集まり、多彩な交流の中から新たな魅力、活力が生み出される中枢都市ゾーンとなることをめざします。

#### (2) 東部ゾーン

##### ～自然と都市機能が調和し、安心、安全かつ活力ある港湾・文化都市ゾーン～

水産業や流通の拠点となる港を核として発展した東部ゾーンは、比較的狭い圏域の中に複数の商圈や工業地帯を有しているほか、特別名勝松島をはじめとして、鹽竈神社や多賀城跡、総合運動公園や七ヶ浜国際村など、風光明媚な自然、文化的・歴史的資源も有しており、自然と都市機能が調和した快適で住みやすいまちを形成しています。

これまで、これらの利点を生かしながら、「自然と調和したまち」「歴史・文化・海を生かしたまち」「心がかようまち」をめざしてまちづくりを進めてきましたが、今般の東日本大震災において、多くの尊い人命が失われるとともに、沿岸部における都市機能や産業基盤に多大な損害を被り、人々が安心して住み続けられる「安全なまち」、新たな仕事雇用が創造される「活力のあるまち」として再生することが喫緊の課題となっています。

今後は、居住環境や都市機能の早期の復旧と災害対策の充実を図り、人々の生活再建と産業の再興を果たすとともに、先人から受け継いだ自然や史跡・景観を保全しながら、安心、安全かつ活力あるゾーンの確立をめざします。

### (3) 南部ゾーン

～豊かな自然と地域資源を生かし、

**活発な交流と多様な産業集積が展開する新たな価値創造ゾーン～**

南部ゾーンは、東部一帯が太平洋に面し、西部には緑輝く丘陵が連なっており、水と緑がきらめく自然豊かな環境を有しています。

また、東北の空の玄関口である仙台空港を有し、JR東北本線、常磐線、仙台空港アクセス鉄道、さらには仙台東部道路、常磐自動車道などが走り、広域的アクセスに恵まれた地域です。

大都市仙台に近接し、仙台都市圏のなかでも温暖な気候に恵まれ、平坦な土地が多いという優位な立地条件のもと、都市近郊型の農業・漁業を中心に発展してきました。近年は、豊富な地域資源と利便性の高い立地・交通条件や仙台空港臨空都市の整備などを背景に、宅地開発が進むとともに、多様な産業が集積する産業成長ゾーンとしてもさらなる発展と雇用の確保が期待されています。特に、近年は、「赤貝丼」「はらこめし・ほっきめし」「とんちゃん(ホルモン)」など、その地域食材と観光連携に力を入れております。

南部ゾーンは東日本大震災により、沿岸部に甚大な被害を受けました。今後は、この大災害の教訓を生かした災害に強い安全・安心なまちづくりをめざすとともに、自然と共生した魅力あふれる仙台都市圏の空の玄関口として、自然エネルギーを活用したまちづくりや先端農業地域としての復興など、その魅力をさらに高め、より一層の産業集積と活発な交流促進など新たな価値創造に取り組み、魅力と元気あふれるゾーンの確立をめざします。

### (4) 北部ゾーン

～豊かな自然の中で暮らしと産業が展開する、多自然居住・先端産業ゾーン～

北部ゾーンは、船形山や七ツ森に代表される豊かな自然に恵まれており、それらを守り育てることを通して周辺地域にも良好な水資源を提供するなど、様々な役割を果たしています。また、仙台都市圏の中で緑を生かしたレクリエーションの場として、各種の整備が進められるとともに、快適で潤いのある居住地として発展してきました。

一方では、仙台北部中核工業団地群を始めとする各工業団地への企業立地が進み、自動車関連産業や高度電子機械産業拠点としての整備が進むなど、仙台都市圏内はもとより、東北地方における産業拠点として発展を遂げています。

また、仙台北部道路では「富谷JCT(ジャンクション)」から「利府しらかし台インターチェンジ」間が完成供用したことにより、政令指定都市を有する都市圏では、全国で初めての環状ネットワークが形成され、産業集積の一翼を担っております。

今後、仙台都市圏が内外にその魅力を発信し、人や情報をひきつけるために、北部ゾーンは公共交通の充実や交通基盤の整備に取り組み、自然と調和した居住やレクリエーションの場としての魅力をさらに高めることで、人々の価値観や生活様式の変化に応じて、快適で潤いのある居住環境の中で都市的サービスと豊かな自然をあわせて享受できる「多自然居住ゾーン」を確立することをめざすとともに、都市住民と地域との交流をさらに進めます。また、21世紀を担う先端産業の拠点地域となり、豊かな自然とバランスの取れた産業の発展をめざします。



# 第3章 基本計画

## 1. 施策大綱に沿った取り組み

### I 東日本大震災からの早期の復興

#### 1. 今と未来の生活を支えるために —被災者の生活再建と自立に向けた支援—

震災からの復興に取り組むうえで、最優先すべき事項は被災者の生活再建です。とりわけ津波により甚大な被害を受けた沿岸部や、地滑り被害等を受けた内陸部の宅地などにおいては、生活の基盤となる安全な住まいの確保に全力を挙げるとともに、被災者の生活の自立に向けて、雇用など経済基盤の確保や継続的な心身のケアにも配慮するなど、総合的な生活再建支援策を講じていきます。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束していない状況も踏まえ、住民の安全・安心確保のため、空間放射線量の調査などの放射能問題の対策にも取り組んでいきます。

##### (1) 住まいの再建

被災者一人ひとりの置かれた状況を踏まえながら、生活の基盤である恒久的な住まいの確保に向けた取り組みを進めます。

- ◆災害公営住宅の整備
- ◆住宅再建へ向けた各種支援(被災建物等の解体撤去、応急修理や地滑り等の宅地被害への助成)

##### (2) 雇用の確保

震災後の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、被災者向けの緊急雇用をはじめとした雇用創出や各種の就労支援など、経済的自立に向けた支援を行います。

- ◆被災離職者を対象とした緊急雇用創出事業の実施
- ◆被災離職者を対象としたスキルアップ研修など就労支援の促進
- ◆復旧・復興需要の地域還元による雇用創出
- ◆雇用創出効果の高い産業の創出や企業立地の促進

##### (3) 被災者の心身のケア

震災により居住環境等が大きく変化した被災者について、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな健康づくり、心のケアを行う体制を充実させます。

- ◆巡回訪問などによる被災者の継続的かつ総合的なケア
- ◆保健・医療・福祉の総合的ネットワークの構築と相談体制の充実
- ◆被災児童の心のケア(学校へのスクールカウンセラーの配置等)
- ◆被災高齢者の健康づくりや介護予防の推進

##### (4) 放射能問題への取り組み

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による放射能問題について、空間放射線量の測定などを行い、その結果を積極的に情報提供するなどして、住民の不安解消に向けた取り組みを進めていきます。

- ◆空間放射線量の測定と情報発信
- ◆食品等の放射性物質検査の実施

## 2. 都市圏の大動脈を再生するために ―都市基盤の早期復旧―

東日本大震災では、仙台都市圏においても、地震や津波により、道路や鉄道、上下水道、公共施設等の社会資本が甚大な被害を受けましたが、早期の復興と都市圏のさらなる発展に向けて、単なる復旧にとどまらず、より災害に強い都市基盤の再構築を図っていきます。

### (1) 道路・鉄道の復旧と機能強化

都市圏内及び圏域内外をつなぐ大動脈である道路や鉄道について、早期の復旧を図るとともに、震災の教訓も踏まえながら、非常時の人的・物的支援ルート等となる広域交通基盤の整備も進めていきます。

- ◆道路・橋梁の復旧と耐震性の向上
- ◆道路かさ上げ等による防災機能の強化
- ◆JR仙石線・常磐線の復旧
- ◆災害時の代替道路、避難道路の整備
- ◆災害時の緊急基幹バス路線の設定、運行に必要な燃料備蓄体制の整備
- ◆人的・物的支援ルート確保のための広域交通ネットワークの整備

### (2) 上下水道の復旧と機能強化

住民生活への影響が大きい上下水道施設について、早期復旧を図るとともに、より災害に強いライフラインとすべく、二重化や耐震化などを進め、災害発生時の被害の最小化を図ります。

- ◆浄水場や配水所、浄化センター等の復旧と耐震性・防災機能の強化、太陽光発電の導入
- ◆緊急時応急給水施設の整備
- ◆広域水道送水管のループ化など災害に備えた二重化促進

### (3) 公共施設の復旧と防災力の強化

多くの住民が利用する公共施設や、医療機関・社会福祉施設などについて、早期の復旧を図るとともに、避難所や防災拠点としての機能の強化を図ります。

- ◆被災した公共施設の早期復旧と避難所としての機能の強化
- ◆津波被害により全壊した学校や市民利用施設の再建
- ◆医療機関や社会福祉施設の復旧と災害時の拠点機能の強化
- ◆庁舎や消防署等の再整備や防災拠点施設としての機能の強化

### (4) 海辺空間の再整備

巨大津波により甚大な被害を受けた海岸部について、防潮堤や防潮林などの再整備を進めるとともに、津波被害の記憶を後世へ伝えるためのメモリアル施設等の整備や美しい浜辺空間の復元などを進めることにより、復興を象徴する空間としての再生を図ります。

- ◆防潮堤や防潮林の再生
- ◆貞山運河の復元
- ◆海岸線の田園風景の再生
- ◆震災の記憶を後世へ伝えるメモリアル施設の整備
- ◆海岸公園の復旧と防災機能強化も含めた再整備
- ◆漁港の復旧と津波減災機能の強化

### 3. 地震と津波から命を守るために ―災害に強い地域づくり―

多くの尊い人命が失われた今回の震災を教訓として、「命を守る」ことを基本とした地域づくりを、住まいの再建や地域の防災体制強化という分野を中心に進めていきます。

#### (1) 安全な住まいの確保

安全な地域での住まいの再建を図るため、高台などへの防災集団移転を進めるとともに、宅地のかさ上げや多重防御等により防災機能を確保したうえで、現地での宅地再建を進めるなど、被災者の置かれた状況に応じた安全な住まいの確保に努めていきます。その際には、長年培われた地域のコミュニティ維持ということも念頭に置いた住まいの再建を進めていきます。

- ◆より安全な地域へのコミュニティ維持にも配慮した集団移転、高台移転の促進
- ◆宅地のかさ上げや多重防御等により防災機能を向上したうえでの現地再建の促進
- ◆高潮及び地盤沈下に対する排水対策の推進

#### (2) 津波に対する多重防御

防潮堤や河川堤防、防災林の再整備、道路のかさ上げなど、津波に対する様々な減災対策を講じるとともに、避難道路や避難施設の整備などを進めます。

- ◆防潮堤・防潮水門、河川堤防、防災林の整備
- ◆津波の威力を減退させるための道路のかさ上げ・盛土
- ◆津波避難施設の整備(丘、避難ビル等)
- ◆緊急避難道路、避難誘導歩道橋等の整備

#### (3) 震災の教訓を生かした地域防災・減災対策

今回の震災を教訓として、災害時における避難所の運営体制をはじめとした地域防災体制全般の見直しを行うとともに、住民一人ひとりが防災に対する意識を高められるような普及・啓発に力を入れ、地域防災力の強化を図ります。また、広域的な防災拠点としての役割を担った施設等のあり方を検証し、有事の際の防災拠点としてのさらなる機能強化を図ります。

- ◆避難所の機能強化(耐震化、備蓄、非常用電源、通信機能などの強化)
- ◆地域防災体制の強化(自主防災組織の結成促進、地域防災リーダーの養成、防災コミュニティ施設の整備充実等)
- ◆ハザードマップの作成
- ◆広域的防災拠点となる施設の機能強化、周辺道路環境の整備
- ◆防災訓練・防災教育の充実
- ◆住民への災害情報伝達手段の強化
- ◆地震や津波等に関する研究機能や震災の記憶を後世に伝える機能等の確保
- ◆災害広域連携の強化(ペアリング支援体制の構築等)

## 4. 地域経済の活気を取り戻すために ―地域産業の再生―

地域経済の基盤である中小企業や商店街、農林水産業の再生に向けて、総合的な支援策を講じるとともに、復興特区制度などの活用により、新たなビジネスチャンスの創出や企業立地の促進を図るなど、復興を梃子にした地域産業の再生とさらなる発展に向けた取り組みを進め、宮城・東北の復興を力強く牽引していきます。

### (1) 商工業の復興

被災した中小企業に対する金融支援をはじめとする多様な経営支援策を講じるとともに、復興特区制度なども活用しながら、企業誘致や成長分野における産業の創出・集積を図ります。

- ◆被災中小企業等の事業再開・経営再建に向けた各種支援(低廉な事業所・仮設店舗等の斡旋、金融支援、新たな取引先とのマッチング機会提供、経営相談体制の充実など)
- ◆商店街の振興(防災対策への支援、賑わい創出・活性化に向けた取り組み支援)
- ◆復興特区の活用による企業誘致、環境分野など新成長産業の創出と集積促進

### (2) 農業・林業の再生

津波により甚大な被害を受けた沿岸部の農業地域について、農地の除塩や農業施設の復旧などを進めるとともに、復興特区制度の活用を図りながら、より生産性と競争力の高い農業地域としての再生を図ります。また、被災した林地及び木材産業関連施設等の再生を進めるとともに、沿岸部の防災林の復旧を図ります。

- ◆農地の早期復旧(除塩対策、排水機能の回復など)
- ◆営農再開に向けた各種支援(金融支援、農作業機械の貸与や共同利用促進など)
- ◆最先端の農業技術の実証研究等の展開
- ◆農地の大規模化、法人化など作目転換等を通じた競争力の高い農業としての再生
- ◆新たな商品の開拓、6次産業化など高付加価値化に向けた取り組み
- ◆林業・木材産業の再生支援
- ◆海岸防災林等の早期復旧

### (3) 水産業の再生支援

津波で被害を受けた漁業施設の早期復旧と防災機能の強化等を進めるとともに、水産業・水産加工業の基盤整備を支援し、復興特区制度の活用を図りながら、より生産性の高い水産業への再生を図ります。

- ◆漁港・漁場の震災廃棄物等の撤去、漁港岸壁の早期復旧
- ◆漁業・水産加工業の再生支援(水産関連施設誘致、水産加工業の集積促進等)
- ◆水産業共同利用施設の整備、養殖業等の共同化・共業化の推進
- ◆水産業における6次産業化の推進

### (4) 観光の再生

震災により落ち込んだ交流人口の回復と拡大に向けて、仙台都市圏にある優れた観光資源の早期復旧と魅力向上を図る取り組みを進めていくとともに、東北の他地域とも連携を図りながら、その復興する姿と安全性を国内外に積極的に発信していきます。

- ◆観光資源・関連施設の復旧(福浦橋、浦戸ハイキングコース、海水浴場、ゆりあげビーチ、わたり温泉鳥の海、阿武隈高地など)
- ◆仙台・宮城ディステーションキャンペーン(平成25年春)など、効果的な観光キャンペーンの推進
- ◆東北他地域とも連携した広域観光の推進
- ◆大規模国際会議などコンベンションの積極的誘致

## 5. 新時代のまちを創るために ー新エネルギーの活用ー

震災の教訓を生かしながら、再生可能エネルギーの積極的な導入などにより、特定のエネルギーに過度に依存しない、エネルギー効率の高い先進的な地域づくりを、各種の復興プロジェクトを梃子として進め、次世代の環境モデル地区として国内外へ発信していきます。

### (1) 新エネルギーを活用したモデルタウンづくり

津波被害地区や新たに市街地形成が予定されている地区などを中心として、太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、スマートグリッドなど効率性の高いエネルギー供給システムを組み入れたモデルタウンの整備を促進します。

- ◆再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス、小型風力発電など）の積極的な導入
- ◆高いエネルギー効率と経済性を両立するエコモデルタウンの構築

### (2) 新エネルギー関連産業の集積促進

産学官の連携により、環境分野に関する研究・開発機能を強化していくとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー関係の施設、研究開発拠点などの立地を誘導し、関連産業の振興にもつなげていきます。

- ◆産学官連携による、環境・新エネルギー分野の新技术開発
- ◆大規模太陽光発電事業等の再生可能エネルギー施設の立地誘導

## Ⅱ 潤いと魅力、活力に満ちた地域づくり

### 1. 東北の発展を牽引する中枢都市圏 —都市基盤の整備・充実—

グローバル化が進展する中で、自らの資源・強みを生かしながら、他地域との多様な交流を図りつつ、新たな価値を創造していく地域づくりが求められています。仙台都市圏は、東北の中枢都市圏、東北のゲートウェイとして、国内外との交流を促進するとともに、東北の多様な魅力を世界へ発信していく役割がこれまで以上に求められており、そのための交通基盤や都市基盤の整備を進めていきます。

#### (1) 港湾・空港の整備充実

東北地方唯一の国際拠点港湾であり、東北における国際海上輸送の拠点である仙台塩釜港について、仙台港区と塩釜港区の役割の明確化、機能分担等を図りながら、ハード・ソフト両面からの機能強化に向けた取り組みを進め、県内他港との連携も図りながら、東北全体の広域物流拠点としての役割を果たしていきます。

仙台空港についても、国内外との多様な交流を支える交通基盤として一層の利活用が図られるよう、国・県・民間企業等と連携しながら、効果的なエアポートセールスなどを展開していきます。

また、震災の教訓も踏まえ、港湾及び空港の防災機能強化についても、今後関係機関と連携しながら進めていきます。

- ◆ 仙台塩釜港の物流機能の強化(コンテナターミナル等の整備、高速交通ネットワーク拡充など背後のアクセス機能の充実等)
- ◆ 仙台空港の利用促進(就航路線の拡充、新規路線の就航促進、企業誘致の促進など空港周辺整備の充実)
- ◆ 仙台塩釜港・仙台空港の周辺地区における多様な産業集積の促進



仙台塩釜港(塩釜港区)

仙台空港(写真提供：宮城県観光課)



## (2) 広域交通ネットワーク・幹線道路網の整備充実

東北と国内外とをつなぐ広域交通ネットワークを強化していくため、空港・港湾のほか、都市圏内部の円滑な交通及び圏外との広域交通ネットワークを支える幹線道路網について、国や県とも連携を図りながら、計画的な整備を進めていきます。また、高速バスネットワークや軌道系交通システムの整備充実を図っていきます。

- ◆ 仙台市地下鉄東西線の整備
- ◆ JR仙石線連続立体交差事業の促進
- ◆ 仙台東部道路・仙台港ICの整備
- ◆ 三陸縦貫自動車道仙塩道路の充実(4車線化、多賀城ICの整備)
- ◆ 常磐自動車道の整備促進
- ◆ 仙台北部道路の充実(富谷JCTと国道4号との接続等)
- ◆ 国道、主要地方道、都市計画道路の整備(県道大衡仙台線、県道小牛田松島線(初原バイパス)、地域高規格道路宮城県横断自動車道など)
- ◆ 高速バス路線の充実

## (3) 市街地空間の整備と高次都市機能の充実強化

JRの駅周辺や中心市街地などについて、交通結節機能の強化や再開発、区画整理事業等を進め、復興にも資するまちづくりの拠点としてより魅力ある環境整備を推進していきます。また、学術、文化、コンベンションなど、広域的な集客・交流を促す都市機能の充実を図ります。

- ◆ 仙台駅の交通結節機能の強化
- ◆ 仙台市地下鉄東西線沿線のまちづくり促進
- ◆ 多賀城駅北地区市街地の再開発、周辺の土地区画整理、駅前整備
- ◆ 仙台空港を生かした周辺地域のまちづくりの推進
- ◆ 名取駅前再開発事業の推進
- ◆ 松島海岸駅前整備
- ◆ 岩沼駅前整備



地下鉄東西線(広瀬川橋りょう外工区)



地下鉄東西線(薬師堂工区シールドトンネル)

## 2. 地域経済の成長エンジンとなる産業基盤の形成 —多様な地域産業の振興—

持続可能な地域づくりの源となる地域経済の活力創出には、既存産業の振興はもとより、地域の様々な資源と外部からの投資促進等を結びつけることにより、成長性の高い新しい産業を育てていく視点が不可欠です。仙台都市圏においては、近年、仙台北部中核工業団地などを中心に、自動車産業や半導体産業などの立地が進んでおり、こうした動きも踏まえながら、ものづくり産業をはじめとした地域産業の高度化に向けた取り組みを戦略的に展開していきます。また、豊かな自然景観に代表される松島をはじめ、圏域内にある優れた観光資源を生かしながら、経済波及効果の大きい観光産業の活性化も図っていきます。

### (1) ものづくり産業の一大拠点形成

仙台北部中核工業団地等への自動車産業、半導体関連産業の立地や、仙台都市圏の強みである大学等の知的資源の集積などを生かしながら、地域のものづくり産業の高度化を図り、東北におけるものづくり産業の一大拠点として、関連産業の集積促進を図ります。

- ◆仙台北部中核工業団地等への自動車、半導体産業の集積などを活かした地域産業の発展
- ◆圏域内各工業団地等への企業誘致の促進
- ◆既存産業の高度化に向けた支援(技術開発、販路開拓等の支援)

### (2) 成長分野における新たな産業の創出

震災復興の取り組みの中で、新エネルギー分野など新たな成長分野における産業創出への期待が高まっており、復興プロジェクトも推進力としながら、産学官の連携強化により、既存企業における新たな技術開発・製品開発支援や企業誘致、ベンチャー企業の創出など、関連産業の集積を戦略的に進めていきます。

- ◆震災復興の取り組みを礎子としつつ、高度な学術研究機能の集積も生かした、防災、環境・新エネルギー、医療など成長分野の新たな産業の創出
- ◆地域産業イノベーションの研究支援
- ◆地場産品を活用した新たな商品開発戦略の展開

### (3) 広域観光の充実

仙台都市圏は、日本三景である「松島」をはじめとした歴史的・文化的資源を数多く有しており、こうした観光資源を生かし、より魅力ある観光地づくりを進めていきます。また、仙台都市圏域はもとより、宮城県全体、さらには東北各地と連携した観光商品の開発や大型キャンペーンの展開など、広域的な視点での取り組みを強化していきます。

- ◆域内の多様な観光資源の魅力アップ、新たな観光資源の発掘
- ◆仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(平成25年春)など、大型観光キャンペーンの展開
- ◆四季折々の祭り・イベントの開催(七夕、松島かき祭り等)
- ◆東北他地域との連携などによる広域観光の推進
- ◆新たな観光資源の創出(空港を基点とした広域観光ルートの形成、貞山運河周辺の魅力充実、仙台北部中核工業団地など企業見学の観光化)
- ◆世界で最も美しい湾クラブへの加盟推進
- ◆「ジオパーク構想」、「三陸復興国立公園(仮称)」の実現



### 3. 自然と調和した環境時代を先導する地域づくり —持続可能な都市圏の形成—

地球温暖化対策が地球規模での課題となっている状況の中で、環境負荷の少ない持続可能な地域づくりが重要な課題となっていますが、震災復興における取り組みを推進力としつつ、仙台都市圏全体として、再生可能エネルギーの導入などを積極的に進め、都市圏にある美しい自然とも調和した、低炭素・資源循環型の環境時代を先導する地域づくりを推進していきます。

#### (1) 環境負荷低減に向けた取り組み

低炭素都市づくりを推進するため、次世代自動車の普及促進や公共交通の整備・利用促進などによる環境にやさしい交通システムを確立していきます。また、大学等の研究機関や民間企業との連携により、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る研究開発等を促進していきます。

- ◆再生可能エネルギーの導入促進(太陽光発電、バイオマス導入等に対する補助制度)
- ◆大学等の研究機関や企業と連携しての省エネルギー型技術等の実用化促進
- ◆公共交通ネットワークの充実、環境負荷の少ない自動車の利用促進

#### (2) 資源循環型まちづくりと自然環境の保全

環境問題に対する取り組みの基本であるごみの減量や分別、リサイクルなど資源の有効活用、適正廃棄が徹底されるよう広報・啓発を進めます。また、自然景観を生かした公園の整備等により、住民が自然と触れ合う機会を創出し、仙台都市圏の魅力である豊かな自然環境の保全の大切さを啓発していきます。

- ◆ごみ減量、リサイクルの推進
- ◆廃棄物の不適正排出や不法投棄の対策強化
- ◆豊かな自然環境の保全・創出
- ◆公園等の整備
- ◆震災により発生した廃棄物の収集・分別・資源化



松島(写真提供：宮城県観光課)



七ツ森(写真提供：宮城県観光課)

#### 4. 心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域づくりー安全・安心と共生のまちづくりー

仙台都市圏においても、少子高齢化はこれまで以上に早いスピードで進むことが予想されていますが、高齢者や障害者を含め、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる環境整備が地域づくりの基本であり、保健・医療・福祉サービスなどの基盤整備を進めるとともに、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て支援にも力を入れていきます。

##### (1) 保健・医療体制の充実

生涯にわたる健康づくりを支えるとともに、質の高い医療サービスが受けられるよう、各種健診の充実や各市町村における健康づくり支援、救急医療なども含めた医療サービス基盤の整備充実を図っていきます。

- ◆住民の健康づくりサポート(疾病予防・早期発見、食育の推進など)
- ◆救急医療・災害医療などの充実
- ◆拠点医療施設の整備・誘致
- ◆人材育成、研究機能の誘致

##### (2) 高齢者福祉・障害者福祉の充実

介護予防や生きがいづくりなど、高齢者が元気で安心して暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、介護サービス基盤の整備などを着実に進めていきます。また、障害者が自立した地域生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション機能の充実や就労支援などの取り組みを強化していきます。

- ◆介護サービス基盤の整備(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなど)
- ◆地域包括ケアの充実(地域包括支援センターを核とした保健・医療・福祉サービスの展開)
- ◆障害者福祉サービス拠点の整備(地域リハビリテーション機能の強化)
- ◆障害者の就労支援
- ◆公共施設や交通機関等におけるバリアフリー化の推進

##### (3) 子育て支援の充実

未来を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境整備に向けて、保育所など保育サービス基盤の拡充を図っていくほか、仕事と子育ての両立に向けた取り組みや相談機能の充実などにより、多様化する保育ニーズへの対応を強化していきます。

- ◆認可保育所の計画的整備
- ◆市町村独自の基準による保育サービスの提供
- ◆放課後児童の健全育成(児童館や児童クラブの充実)
- ◆子育てに関する相談機能の充実
- ◆仕事と子育ての両立支援に向けた取り組み(企業に対する普及・啓発など)

## 5. 歴史・文化の魅力あふれる地域づくりと担い手づくりー地域文化の継承・創造と人材育成ー

仙台都市圏が多くの人をひきつけ、国内外との多様な交流を促進していくためには、仙台都市圏ならではの、歴史と文化に裏打ちされた魅力の発掘と、それらを磨き上げ、発信していく取り組みが重要です。また、仙台に拠点を置くプロスポーツなども、地域の大きな資源であり、こうした文化やスポーツを媒介とした地域の活性化、集客交流の促進という視点も、今後の地域づくりには不可欠です。さらに、こうした資源を生かした地域の魅力づくりを進めていくうえで、地域の未来を担っていく人材の育成も重要であり、こうした観点から、魅力あふれる地域づくりと担い手づくりに力を入れていきます

### (1) 文化・芸術を生かした都市づくり

文化・芸術イベント等の開催や、文化施設や住民主体の文化活動の拠点となる場所の整備などを進め、文化の薫り高い地域づくりを進めていきます。また、地域に根ざす文化、歴史的資源にも光を当て、地域の魅力として守り育てる取り組みなどを進めていきます。

- ◆文化施設の整備、歴史的資産・景観の保全、活用
- ◆多賀城南門復元整備をはじめとする多賀城跡周辺の修景整備
- ◆郷土資料館活動の充実、市町村史編さん事業
- ◆住民による手づくりの演劇公演や住民団体等の創造的活動への支援

### (2) スポーツの振興

仙台都市圏に本拠地を置く、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールといったプロスポーツを支援する取り組みにより、地域の活性化や交流人口の拡大を図っていきます。また、スポーツ関連施設の整備のほか、子どもからお年寄りまでライフステージに応じてスポーツに親しむことができる機会の充実を図り、心と身体の健康を育む環境づくりを進めていきます。

- ◆スポーツ関連施設の整備・充実
- ◆プロスポーツ支援
- ◆住民参加による生涯スポーツの振興

### (3) 教育・人材育成の充実

未来を担う子どもたちの学ぶ力、逞しく生きる力を育むため、学校教育を充実させるとともに、家庭と地域、学校の連携を強化し、地域全体で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めていきます。また、地域づくりを担う人材育成という観点から、生まれ育った土地に愛着を持つことができるような学習機会の確保を図るとともに、震災の教訓を踏まえ、防災教育やボランティア活動という観点からの取り組みの充実も図っていきます。

- ◆学校教育の充実(学力向上に向けた取り組み等)
- ◆学校、家庭、地域が連携した教育環境の整備
- ◆地元学、ボランティア活動など課外の体験学習の充実
- ◆防災教育の充実
- ◆生涯学習の充実

## 2. 基本計画の推進に向けて

### (1) 実施計画の策定

基本計画に基づく取り組みを着実に推進し、仙台都市圏がめざすべき将来像の実現を図るため、当面3ヵ年の具体的な施策を盛り込んだ実施計画を策定します。

実施計画は3年ごとにローリングを行い、震災復興の取り組みの進捗をはじめ、仙台都市圏を取り巻く環境変化等も踏まえながら、計画内容の見直しを行っていきます。

### (2) 仙台都市圏構成市町村の連携強化

基本構想に掲げた都市圏の将来像の実現、特に東日本大震災からの復興に向けては、各構成市町村における取り組みを着実に進めていくことはもとより、市町村間の連携した取り組みや、構成市町村が一体となって課題に対応していくことが、これまで以上に求められています。今回の震災においても、仙台都市圏内における情報の共有や相互の協力・支援体制の重要性が再認識されたところですが、防災という観点のみならず、復興に向けた都市基盤の整備や地域産業の再生、観光振興など様々な視点から、都市圏内の連携を強化していきます。

### (3) 国・県等との連携強化

地方分権が進展する中、これからの地域づくりは住民に最も近い基礎的自治体である市町村が主体となっていくべきものです。しかしながら、複数の市町村にまたがる広域的な政策課題については、国や県の果たしている役割も依然として大きなものがあり、空港・港湾や河川、幹線道路網に代表される都市基盤の整備など、国や県が直接事業主体となっていくべきものについては、東北の中核としての仙台都市圏の位置づけを踏まえた整備等がなされるよう、引き続き国・県へ働きかけを行っていくとともに、各市町村の取り組みとの相乗効果が図られるよう、国・県との連携を一層強化していきます。

また、広域観光や災害時の相互支援などの観点から、県内の他の圏域や東北各地との連携についても、強化を図っていきます。

# 第五次仙台都市圏広域行政計画策定の主な経過

## 平成23年

### 1月31日 第76回仙台都市圏広域行政推進協議会

- ・第五次仙台都市圏広域行政計画策定要領の策定

### 3月10日 第1回ワーキンググループ

- ・第五次計画の構成について
- ・各ブロックにおける作業について
- ・次回日程について

### 3月11日 東日本大震災発生

### 8月25日 第77回仙台都市圏広域行政推進協議会

- ・平成23年度仙台都市圏広域行政推進協議会の活動について
- ※年度内に第五次計画を策定する方針について報告

### 12月1日 第2回ワーキンググループ

- ・第五次計画の骨子について
- ・今後のスケジュール(及び各構成市町村における作業)について

### 12月27日 第3回ワーキンググループ

- ・第五次仙台都市圏広域行政計画の中間案素案について

## 平成24年

### 1月12日 第1回幹事会

- ・第五次計画の中間案について
- ・今後のスケジュールについて

### 1月23日~2月24日

第五次仙台都市圏広域行政計画中間案についてパブリックコメント及び関係団体への意見照会実施

### 3月16日 第2回幹事会

- ・第五次仙台都市圏広域行政計画最終案について

### 3月27日 第78回仙台都市圏広域行政推進協議会

- ・第五次仙台都市圏広域行政計画の決定

# 仙台都市圏広域行政推進協議会規約

## 第1章 総 則

### (協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、仙台都市圏における広域行政の推進を図るため、広域行政計画の策定及び事業の実施についての連絡調整を行なうことを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 協議会は、仙台都市圏広域行政推進協議会という。

### (協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）がこれを設ける。

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村

### (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) 広域行政計画の策定に関すること。
- (2) 広域行政計画に基づく事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に基づく意見の表明及び関係機関への要望に関すること。

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長が所属する市町村の事務所内に置く。

## 第2章 協議会の組織

### (組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもって、これを組織する。

### (会 長)

第7条 会長は、関係市町村の長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。

- 2 会長の任期は、市町村長の任期とする。
- 3 会長は、非常勤とする。

### (委 員)

第8条 委員は、関係市町村の長（会長である市町村の長を除く。）をもって、これに充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

### (副会長)

第9条 会長を補佐するため、副会長3名を置く。

- 2 副会長は、委員の中から会長が選任する。

### (会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

### (顧 問)

第11条 協議会の事務に関し必要な助言及び協力を得るため、協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が協議会の会議を経て委嘱する。

### (幹 事)

第12条 委員を補佐するため、協議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係市町村の広域行政担当課(室)長をもって、これに充てる。

#### (職員)

第13条 協議会の担当する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の各関係市町村別の配分については、関係市町村の長が協議によりこれを定める。

2 各関係市町村の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町村の職員の中から選任するものとする。

#### (事務局)

第14条 協議会に事務局を置く。

2 会長は、事務局に局長その他の職員を置く。

#### (職員の職務)

第15条 事務局長は、会長の命を受けて協議会の事務を掌理する。

2 事務局長以外の職員は、上司の命を受け協議会の事務に従事する。

#### (事務処理のための組織)

第16条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

## 第3章 協議会の会議

### (協議会の会議)

第17条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に係る基本的な事項を決定する。

### (会議の招集)

第18条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

### (会議の運営)

第19条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長になる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

4 顧問は、必要に応じて協議会に出席し、かつ、随時発言することができる。

### (幹事会)

第20条 協議会の事務に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会の議事その他幹事会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### (審議会)

第21条 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議を経て、担任する事務について意見を聴取するため、関係市町村の議員及び学識経験者からなる審議会を設けることができる。

2 審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第4章 協議会の財務

### (経費支弁の方法)

第22条 協議会の事務に要する費用は、補助金、負担金その他の収入をもって、これに充てる。

2 前項の負担金は、関係市町村が負担するものとしその負担額は、協議会の会議により決定する。

**(予算の調整等)**

第23条 協議会の歳入歳出予算は補助金、負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

第24条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に協議会の会議を経なければならぬ。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

**(予算の補正)**

第25条 協議会の会長は、協議会の既定予算の補正を必要と認めるときは、協議会の会議を経て、当該既定予算の補正を行なうことができる。

**(出 納)**

第26条 協議会の出納は、会長が行なう。

2 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

3 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

**(決 算)**

第27条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、協議会が指名する委員の監査を経て協議会の認定を受けなければならない。

**(その他財務に関する事項)**

第28条 この規約に特別の定めがある場合を除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

## 第5章 補 則

**(費用弁償等)**

第29条 会長、委員、顧問、幹事、第21条の審議会の委員及び職員は、その職務を行なうために要する費用の弁償等を受けることができる。

**(協議会解散の場合の措置)**

第30条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

**(協議会の規程)**

第31条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会に関して必要な規程を設けることができる。

**附 則**

1 この規約は、昭和52年10月1日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第24条第1項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規約は、昭和62年11月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、昭和63年3月1日から施行する。



---

# 第五次仙台都市圏広域行政計画

---

平成24年3月 印刷発行

発行元

仙台都市圏広域行政推進協議会

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL:022-214-0001

## 仙台都市圏広域行政推進協議会

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1  
TEL:022-214-0001